

# きづがわ塾

## 2月26日(水) 午後6時～『かわりはじめた日本の刑事裁判 －裁判員裁判10年と取調べの可視化・手錠腰縄』



講師：弁護士 岩田研二郎

市民が裁判に加わる裁判員裁判がはじまって10年。その中で明らかになったメリット、デメリットなどを振り返り、改善策を分析してみます。また昨年実施された取調べの可視化と可視化映像の利用についての問題点なども指摘されています。人質司法の改革、弁護人の取調べ立会の重要性などについても、諸外国の事例も紹介します。

## 4月13日(月) 午後6時～『働き方改革推進法で何が変わったのか？ ～時間外労働上限規制や均等・均衡待遇など～』



講師：弁護士 富田真平

巷でよく言われる「働き方改革」。働き方改革推進法が2019年4月から順次施行されています。時間外労働時間の上限規制や有休の消化義務に加え、パート・有期の社員や派遣社員の労働条件について正社員との均等・均衡待遇の規定ができました。これによって働き方はどう変わるのか？非正規でもボーナスがもらえるようになるのか？などの疑問にお答えし、法律の内容について解説します。

◆会場：きづがわ共同法律事務所 大会議室（南海野村ビル5階）

◆受講料：500円（会員は無料）

◆受講ご希望の方は、あらかじめ電話またはFAXにてお申し込みください。

きづがわ共同法律事務所ホームページ内、きづがわ友の会活動案内ページからもお申し込み可能です。

【お申し込み・お問い合わせ】きづがわ共同法律事務所 電話 06-6633-7621

WEB <http://www.kizugawa-law.jp/>

### きづがわ塾 受講申込書 FAX 06-6633-0494

参加されるものに☑をしてください

- 2月26日(水) 『かわりはじめた日本の刑事裁判－裁判員裁判10年と取調べの可視化・手錠腰縄』  
 4月13日(月) 『働き方改革推進法で何が変わったのか？～時間外労働上限規制や均等・均衡待遇など～』

お名前： \_\_\_\_\_ (人数： 名) 電話： \_\_\_\_\_

郵便番号：(〒 \_\_\_\_\_ ) 携帯電話： \_\_\_\_\_

ご住所： \_\_\_\_\_